

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 海外勤務者の帰任後に負担する外国所得税に係る源泉徴収義務

平成 23 年 6 月 28 日に国税不服審判所は、内国法人が外国政府に納付した帰国社員の海外事業所勤務中の賃金にかかる所得税について、原処分庁の「当該所得税は社員が外国勤務を終え日本に帰国し居住者となった後に国内事業所が社員に代わって納付したものであるから、当該社員に対する経済的な利益の供与に当たるとして、源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分等」を取り消しました。

本事案の争点と原処分庁の主張

争点(1)：外国所得税負担額の支払は、国内において給与等の支払をしたことに該当するか否か、争点(2)：外国所得税負担額は、海外勤務者が非居住者であった期間の国内源泉所得以外の所得に該当するか否かの 2 点とされました。

争点(1)について、原処分庁は、海外事業所が外国所得税を納税者に代わり納付し、外国所得税負担額が海外事業所の人件費として計上されていたとしても、帰国後の告知対象者は、国内事業所の所属となっているから、国内事業所が外国所得税負担額にかかる支払事務を行っていたと主張しました。

争点(2)について、原処分庁は、外国所得税負担時期については具体的な定めがないことからすれば、経済的利益を享受した日は、外国所得税負担額が納付された日又はその納付期限のいずれか早い日であるとし、このいずれもが日本に帰国し居住者となった日以後である以上、当該経済的利益は居住者期間に生じた給与等であると主張しました。

審判所の判断—国内において支払をするとは？

所得税法第 183 条第 1 項に規定する源泉徴収義務者は、居住者に対して国内において給与等の支払いをする者と規定されていることから、請求人が源泉徴収義務者に該当するというためには、①給与等の支払対象者が居住者であること、②国内において支払いをすること、③給与等の支払いであることのすべての要件を満たすことが必要であるとししました。

また所得税法第 17 条が、源泉徴収すべき場合の所得税の納税地を、「その者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもののその支払の日における所在地」としていることからすれば、「国内において給与等の支払をするとは国内の事業所等において給与等の支払事務を取り扱うことをいうと解され、給与等の支払事務とは、給与等の支払額の計算、支出の決定、支払資金の用意、金員の交付等の一連の事務からなる事務をいうものと解される」としました。

本事案では、次の事実により、外国所得税負担額の支払事務は、海外事業所で行われていたと判断され、請求人には源泉徴収義務がないとされました。

- ✧ 海外事業所あるいは、海外事業所が事務を委託している現地の会計事務所が、海外勤務者の所得税額の計算、申告、納税の手続きを行っていること。
- ✧ 海外事業所の所長が納付すべき税額の確認及び支出の決定を行っていること。
- ✧ 海外事業所が外国所得税の資金手当てを行っていることと認められること。

お見逃しなく！

本事案では、審判所が国内払いに該当しないとしたため、上述した争点(2)については審判所の判断は下されませんでした。争点(2)について請求人は、外国所得税負担額を、海外勤務者の手取額が国内勤務の場合の手取額を下回らないように調整するものであるとし、請求人は手取額の支給時に外国所得税の支払債務が確定したことになるので、非居住者に対する国内源泉所得以外の所得であると主張していました。仮にこの主張が正しいとすれば、告知対象者には所得税の申告納税義務はありませんが、原処分庁の主張により、外国所得税負担から生ずる経済的利益の確定が、外国所得税が納付された日等、告知対象者の帰国後であるとすれば、告知対象者は、外国所得税負担額について日本の所得税の申告納税義務を負うことになります。